

保土ヶ谷区民生委員・児童委員協力員要綱

制定 平成30年4月27日 保福第 198号（区長決裁）

最近改正 令和8年1月29日 保福第1721号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 保土ヶ谷区民生委員・児童委員協力員（以下「協力員」という。）は、民生委員・児童委員及び主任児童委員（以下「民生委員等」という。）が、民生委員法（昭和23年法律第198号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく活動を行うにあたり、その活動を補佐し、民生委員等の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手の掘り起こし、民生委員等のノウハウ継承等を図るために置くものとする。

（配置）

第2条 協力員は、民生委員等が必要とするときに置くことができるものとする。

（推薦）

第3条 民生委員等は、協力員を必要とするときには、原則として、当該担当区域内に居住する者の中から、協力員候補者を1人選び、民生委員法第20条第1項及び横浜市民生委員児童委員協議会会則第41条に定める各地区の民生委員児童委員協議会長（以下「地区民児協会長」という。）及び民生委員・児童委員にあつては当該担当区域内の自治会町内会長、主任児童委員にあつては連合自治会町内会長等（以下「自治会町内会長等」という。）に対し、協力員の推薦を要請することができる。ただし、協力員を必要とする民生委員等が、地区民児協会長又は自治会町内会長等を兼ねているときには、これに代わる者に推薦を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、民生委員等、地区民児協会長、及び自治会町内会長等が、当該担当区域内の実情により、複数人の協力員の配置を必要とするときには、複数人を推薦することができるものとする。

3 協力員の推薦の要請を受けた地区民児協会長及び自治会町内会長等は、当該民生委員等の活動状況を勘案し、協力員の配置を必要と判断し、かつ、協力員候補者が、次条に規定する協力員の適格要件等に照らし適格であると判断したときは、協力員の推薦を要請した民生委員等（以下「要請民生委員等」という。）と共に、横浜市保土ヶ谷区長（以下「区長」という。）に対し、保土ヶ谷区民生委員・児童委員協力員推薦書（様式第1号）（以下「推薦書」という。）及び同書に記載された添付書類を提出することにより推薦する。

(適格要件等)

第4条 協力員の適格要件は、次のとおりとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
 - (2) 原則として、要請民生委員等の担当区域に居住しており、地域の住民が気軽に相談に行ける者
 - (3) 健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者
 - (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく活動を行うことができ、その職務上の地位を宗教布教、政党又は政治的目的のために利用せず、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
 - (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができる者
- 2 主任児童委員の協力員にあつては、前項に加え、児童福祉に関する理解と熱意を有し、地域における積極的な児童健全育成活動が期待できる者

(委嘱)

第5条 協力員は、地区民児協会長、自治会町内会長等、要請民生委員等の推薦に基づき、区長が委嘱する。

- 2 区長は、協力員の担当区域を指定して委嘱することとし、原則としてその区域は要請民生委員等が属する地区民生委員児童委員協議会の区域内とする。
- 3 委嘱日は、第3条第3項で定める推薦書の提出日が属する月の翌々月の1日を原則とする。
- 4 一斉改選等に伴い退任する民生委員等を協力員として委嘱する場合、後任の民生委員等の委嘱日の前々月末日までに推薦書の提出があれば、退任日の翌日から委嘱することができるものとする。
- 5 前項により推薦する場合の委嘱日は第3項のとおりとし、推薦者は地区民児協会長及び自治会町内会長等とする。

(活動等)

第6条 協力員は、要請民生委員等と連携し、その指示及び指導のもとに、次の活動を行うことにより、民生委員等の活動を補佐する。

- (1) 高齢者等宅への訪問・見守り
- (2) 福祉サービスの相談
- (3) イベントや地域の会議等への参加（ただし、民生委員等が構成員となつて

保土ヶ谷区民生委員・児童委員協力員要綱

制定 平成30年4月27日 保福第 198号（区長決裁）

最近改正 令和8年1月29日 保福第1721号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 保土ヶ谷区民生委員・児童委員協力員（以下「協力員」という。）は、民生委員・児童委員及び主任児童委員（以下「民生委員等」という。）が、民生委員法（昭和23年法律第198号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく活動を行うにあたり、その活動を補佐し、民生委員等の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手の掘り起こし、民生委員等のノウハウ継承等を図るために置くものとする。

（配置）

第2条 協力員は、民生委員等が必要とするときに置くことができるものとする。

（推薦）

第3条 民生委員等は、協力員を必要とするときには、原則として、当該担当区域内に居住する者の中から、協力員候補者を1人選び、民生委員法第20条第1項及び横浜市民生委員児童委員協議会会則第41条に定める各地区の民生委員児童委員協議会長（以下「地区民児協会長」という。）及び民生委員・児童委員にあつては当該担当区域内の自治会町内会長、主任児童委員にあつては連合自治会町内会長等（以下「自治会町内会長等」という。）に対し、協力員の推薦を要請することができる。ただし、協力員を必要とする民生委員等が、地区民児協会長又は自治会町内会長等を兼ねているときには、これに代わる者に推薦を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、民生委員等、地区民児協会長、及び自治会町内会長等が、当該担当区域内の実情により、複数人の協力員の配置を必要とするときには、複数人を推薦することができるものとする。

3 協力員の推薦の要請を受けた地区民児協会長及び自治会町内会長等は、当該民生委員等の活動状況を勘案し、協力員の配置を必要と判断し、かつ、協力員候補者が、次条に規定する協力員の適格要件等に照らし適格であると判断したときは、協力員の推薦を要請した民生委員等（以下「要請民生委員等」という。）と共に、横浜市保土ヶ谷区長（以下「区長」という。）に対し、保土ヶ谷区民生委員・児童委員協力員推薦書（様式第1号）（以下「推薦書」という。）及び同書に記載された添付書類を提出することにより推薦する。

(適格要件等)

第4条 協力員の適格要件は、次のとおりとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
 - (2) 原則として、要請民生委員等の担当区域に居住しており、地域の住民が気軽に相談に行ける者
 - (3) 健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者
 - (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく活動を行うことができ、その職務上の地位を宗教布教、政党又は政治的目的のために利用せず、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
 - (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができる者
- 2 主任児童委員の協力員にあつては、前項に加え、児童福祉に関する理解と熱意を有し、地域における積極的な児童健全育成活動が期待できる者

(委嘱)

第5条 協力員は、地区民児協会長、自治会町内会長等、要請民生委員等の推薦に基づき、区長が委嘱する。

- 2 区長は、協力員の担当区域を指定して委嘱することとし、原則としてその区域は要請民生委員等が属する地区民生委員児童委員協議会の区域内とする。
- 3 委嘱日は、第3条第3項で定める推薦書の提出日が属する月の翌々月の1日を原則とする。
- 4 一斉改選等に伴い退任する民生委員等を協力員として委嘱する場合、後任の民生委員等の委嘱日の前々月末日までに推薦書の提出があれば、退任日の翌日から委嘱することができるものとする。
- 5 前項により推薦する場合の委嘱日は第3項のとおりとし、推薦者は地区民児協会長及び自治会町内会長等とする。

(活動等)

第6条 協力員は、要請民生委員等と連携し、その指示及び指導のもとに、次の活動を行うことにより、民生委員等の活動を補佐する。

- (1) 高齢者等宅への訪問・見守り
- (2) 福祉サービスの相談
- (3) イベントや地域の会議等への参加（ただし、民生委員等が構成員となつて

いる会議への代理出席は除く。)

(4) その他要請民生委員等が定めること

2 協力員は、区長及び地区民児協会長の指揮監督を受ける。

(義務)

第7条 協力員は、担当する住民の社会福祉の増進を図るため、区長、地区民児協会長、要請民生委員等へ提供する場合を除き、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 協力員は、第4条第4号及び前項を遵守する旨の誓約書(様式第2号)を、区長に提出しなければならない。

(任期)

第8条 協力員の任期は、原則1年間とする。ただし、委嘱日が民生委員等の一斉改選年にあたる場合は、改選年の11月30日を満了日とする。

2 転居等により要請民生委員が途中退任する場合において、地区民児協会長、自治会長等、退任する要請民生委員等の担当区域を引き継ぐ民生委員等及び協力員が活動の継続を希望した場合、任期満了まで活動を継続できる。なお、協力員が要請民生委員等の退任とともに辞任を希望する場合は、第10条第2項の手続により解嘱するものとする。

3 協力員の再任は妨げない。再任の任期は1年間又は要請民生委員等の任期満了日から選択できるものとする。地区民児協会長、自治会長等、要請民生委員等及び協力員共に再任を希望する場合、地区民児協会長が再任にかかる同意書(第3号様式)を区長に提出することにより、再任の推薦手続きとする。

(活動費等)

第9条 区長は、協力員に活動実費弁償として月額1,750円を支給することとし、支給基準は次のとおりとする。

(1) 委嘱日が各月の1日付の協力員に対する活動費の支給開始月は、委嘱された月からとする。

(2) 委嘱日が前号以外の日付の協力員に対する活動費の支給開始月は、委嘱された翌月からとする。

(3) 退任又は死亡した協力員の支給終了月は、退任又は死亡した月とする。

2 活動費は、活動月の翌月末日までに支給する。

(解嘱)

第10条 協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、地区民児協会

いる会議への代理出席は除く。)

(4) その他要請民生委員等が定めること

2 協力員は、区長及び地区民児協会長の指揮監督を受ける。

(義務)

第7条 協力員は、担当する住民の社会福祉の増進を図るため、区長、地区民児協会長、要請民生委員等へ提供する場合を除き、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 協力員は、第4条第4号及び前項を遵守する旨の誓約書(様式第2号)を、区長に提出しなければならない。

(任期)

第8条 協力員の任期は、原則1年間とする。ただし、委嘱日が民生委員等の一斉改選年にあたる場合は、改選年の11月30日を満了日とする。

2 転居等により要請民生委員が途中退任する場合において、地区民児協会長、自治会長等、退任する要請民生委員等の担当区域を引き継ぐ民生委員等及び協力員が活動の継続を希望した場合、任期満了まで活動を継続できる。なお、協力員が要請民生委員等の退任とともに辞任を希望する場合は、第10条第2項の手続により解嘱するものとする。

3 協力員の再任は妨げない。再任の任期は1年間又は要請民生委員等の任期満了日から選択できるものとする。地区民児協会長、自治会長等、要請民生委員等及び協力員共に再任を希望する場合、地区民児協会長が再任にかかる同意書(第3号様式)を区長に提出することにより、再任の推薦手続きとする。

(活動費等)

第9条 区長は、協力員に活動実費弁償として月額1,750円を支給することとし、支給基準は次のとおりとする。

(1) 委嘱日が各月の1日付の協力員に対する活動費の支給開始月は、委嘱された月からとする。

(2) 委嘱日が前号以外の日付の協力員に対する活動費の支給開始月は、委嘱された翌月からとする。

(3) 退任又は死亡した協力員の支給終了月は、退任又は死亡した月とする。

2 活動費は、活動月の翌月末日までに支給する。

(解嘱)

第10条 協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、地区民児協会

長又は自治会町内会長等の具申に基づき、これを解嘱することができる。

- (1) 活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (2) 活動を怠り、義務に違反した場合
 - (3) 協力員としてふさわしくない非行のあった場合
 - (4) その他、区長が協力員としてふさわしくないと認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は協力員から保土ヶ谷区民生委員・児童委員協力員辞任届（様式第4号）が提出されたときは、当該協力員を解嘱することができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力員の設置及び運営に必要な事項は、区長が別に定める。

（所管）

第12条 この要綱実施に際しての事務は、保土ヶ谷区福祉保健センター福祉保健課が所管する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

なお、令和4年10月1日以前に委嘱されている協力員については、第5条第2項の規定を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

なお、この要綱の施行以前に委嘱されている協力員については、なお従前の例とする。

(様式第1号(第3条第3項))

年 月 日

保土ヶ谷区民生委員・児童委員協力員 推薦書

保土ヶ谷区長

次の候補者について、民生委員・児童委員協力員として適任であることを確認しましたので、民生委員・児童委員協力員候補者履歴書を添えて推薦します。

候補者氏名	
地区民児協 ^{※1}	地区民生委員児童委員協議会
委嘱希望日 ^{※2}	年 月 日

※1 推薦者である民生委員・児童委員又は主任児童委員が所属している地区民生委員児童委員協議会名を記入してください。

※2 委嘱希望日は、推薦書類の提出日が属する月の翌々月以降の1日を原則とします。

推薦者

自治会町内会長等 ^{※3} (署名)	
地区民生委員児童委員協議会代表 (署名)	
民生委員・児童委員 (署名)	

※3 民生委員・児童委員にあつては当該担当区域内の自治会町内会長、主任児童委員にあつては連合自治会町内会長等

備考

--

秘

民生委員・児童委員協力員候補者履歴書

＜ 民生委員・児童委員 / 主任児童委員 ＞

作成日 年 月 日

ふりがな		男・女	生年	年 月 日生
氏名			月 日	
住所				
電話番号		現住所居住年数	年 月	
現在の職業				(常勤・パート等)
主な職歴	職業	就業期間		
		～		
		～		
地域活動 ボランティア活動 等の参加状況	委員名・活動内容等	活動期間等		
		～		
		～		
		～		
		～		
民生委員歴 主任児童委員歴	年 月 日 委嘱	在職年数	年 月	
民生委員 協力員歴	年 月 日 委嘱	在職年数	年 月	

※ 民生委員・主任児童委員歴、協力員歴は、経歴がある方のみご記入ください。

【使用目的について】

民生委員・児童委員協力員候補者履歴書は、担当地区を受け持つ民生委員・児童委員又は主任児童委員、地区民生委員児童委員協議会の代表者、民生委員・児童委員にあつては自治会町内会の代表者、主任児童委員にあつては連合自治会町内会の代表者が、あなたを民生委員・児童委員協力員として推薦するための参考資料として使用します。

また、あなたが推薦された場合には、保土ヶ谷区があなたを民生委員・児童委員協力員に委嘱するための手続きに利用するとともに、あなたが民生委員・児童委員協力員に委嘱された場合は、民生委員・児童委員協力員活動に関する連絡等に利用します。

上記以外の目的には使用しません。候補者に推薦されない場合は、速やかにお返しします。

【本人確認欄】

私はこの書類の使用目的を確認しましたので、この範囲内で個人情報を使用されることに同意します。

本人署名：

(様式第2号 (第7条第2項))

(提出先) 保土ヶ谷区長

誓約書

●保土ヶ谷区民生委員・児童委員協力員（以下、協力員）として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをしません。

●協力員の職務上の地位を、宗教布教、政党又は政治的目的のために利用しません。

●区長、地区民生委員児童委員協議会会長及び民生委員・児童委員等の指示があった場合を除き、活動上知り得た秘密を他に漏らしません。また、その職を退いた後も同様に漏らしません。

上記について、遵守することを誓約します。

年 月 日

氏名（署名）

年 月 日

再任にかかる同意書

保土ヶ谷区長

次の候補者について、民生委員・児童委員協力員（以下「協力員」という。）としての活動歴を踏まえ、適任であることを確認しましたので、再任について同意し、推薦します。

協力員氏名	
地区民児協 ^{※1}	地区民生委員児童委員協議会
希望する任期 ^{※2}	() 1年間 () 民生委員・児童委員の任期満了日まで

※1 推薦者である民生委員・児童委員又は主任児童委員が担当している地区民生委員児童委員協議会名を記入してください。

※2 いずれかの()内に○を付けてください。

同意欄【推薦者】上記のとおり推薦することに同意します。

自治会町内会長等 ^{※3} (署名)	
地区民生委員児童委員協議会代表 (署名)	
民生委員・児童委員又は主任児童委員 (署名)	

※3 民生委員・児童委員にあつては当該担当区域内の自治会町内会長、主任児童委員にあつては連合自治会町内会長等

同意欄【協力員】上記のとおり再任されることに同意します。

協力員 (署名)	
-------------	--

備考

--

(様式第4号(第10条第2項))

保土ヶ谷区民生委員・児童委員協力員 辞任届

年 月 日

(提出先) 保土ヶ谷区長

住所 _____

氏名(署名) _____

私は、次の理由により、 年 月 日をもって保土ヶ谷区民生委員・児童委員協力員を辞任したいので届け出ます。

(辞任理由)